

胃がん検診精密検査機関登録実施要領

（登録の目的）

- 第1 市町が実施する胃部エックス線検査等による胃がん検診の結果、精密検査を要すると判定された受診者に対して、適切な精密検査を実施して精度の高い検診体制を確立することを目的に、精密検査を担当する医療機関（以下、「精検機関」という。）を登録する。

（登録要件）

- 第2 登録を申請する医療機関は、石川県生活習慣病検診等管理指導協議会胃がん部会（以下、「胃がん部会」という。）が定める、下記の要件を満たさなければならない。
1. 胃がんの診察に習熟した医師が常勤または非常勤で従事しており、定期的に外来診療を行っていて、当該外来に胃がん検診での胃部エックス線検査等により要精密検査となった受診者を受診させることが可能であること。
（※精密検査担当医師は、日本消化器内視鏡学会の指導医もしくは専門医、日本消化器病学会の指導医もしくは専門医、または日本消化器がん検診学会の認定医であることが望ましい。）
 2. 胃内視鏡検査が可能であること。
 3. 組織診検査を実施し、確定診断ができること。（判定は他の医療・検査機関へ委託可）
 4. 精密検査結果について、市町等が定める様式により、一次検診機関または市町等に速やかに報告すること。
 5. 症例の転帰を記録保管し、「全国がん登録」の届出等に協力できること。
 6. 以下の内容について、胃がん検診精密検査機関として、ホームページ等で県民に情報提供されることに同意できることが望ましい。

【情報提供項目】

- （1）医療機関名及び診療科名
- （2）所在地
- （3）電話番号
- （4）日本消化器内視鏡学会の指導医もしくは専門医、日本消化器病学会の指導医もしくは専門医、または日本消化器がん検診学会の認定医の在籍の有無

（申請の手続き）

- 第3 登録を申請する医療機関は、「胃がん検診精密検査機関登録申請書」（様式1）（以下、「申請書」という。）を、石川県が指定する期日までに胃がん部会長に提出するものとする。

（登録に関する審査）

- 第4 胃がん部会長は、部会長が定める委員をもって、原則として年1回、登録審査を実施するものとする。
- 2 登録審査結果については、胃がん部会に報告するものとする。

（登録の手続き）

- 第5 胃がん部会長は、毎年度末3月31日までに提出された申請書を取りまとめ、登録審査を実施し、登録の適否を決定するものとする。

- 2 胃がん部会長は、前項の手続きにより登録決定された医療機関（以下、「登録精検機関」という。）に対し、「胃がん検診精密検査機関登録決定通知書」（様式2）により通知する。

（登録の有効期間及び更新）

第6 登録の有効期間は、登録を決定した日の翌年度末3月31日までとし、2年ごとに更新するものとする。ただし、2年ごとの更新年度以外に新たに登録された精検機関については、登録が決定された日の年度末3月31日までを有効期間とする。

- 2 登録の更新は、胃がん部会長から各登録精検機関に通知し、申請の手続きに準じて行うものとする。

（登録の変更及び欠落）

第7 登録精検機関は、申請書の記載事項に変更があった場合及び第2の登録要件を欠くに至った場合には、速やかに「胃がん検診精密検査機関登録事項変更届出書」（様式3）により、胃がん部会長に届け出るものとする。

（登録内容変更の承認及び取り消し）

第8 胃がん部会長は、登録精検機関から提出された登録内容の変更等について胃がん部会に報告するものとする。

- 2 登録精検機関が次の各号に該当する場合には、胃がん部会にて審査のうえ、登録を取り消すものとする。
 - （1）第2に定める要件を満たさなくなった場合
 - （2）登録精検機関として不適当と認められた場合
 - （3）その他必要な場合

（登録精検機関の周知）

第9 石川県健康推進課長は、全登録精検機関を「胃がん検診精密検査機関登録一覧」（様式4）により、胃がん検診を実施する市町長等に周知する。

（責務）

第10 登録精検機関は、精度管理のために「石川県生活習慣病検診等管理指導協議会」及びその他関係機関に対し、精度管理に関する情報を提供すること。なお、情報提供に関しては、個人情報の保護に十分留意すること。

附則

この要領は、令和5年3月15日から施行する。

この要領は、令和7年3月31日から施行する。

様式1

年 月 日

石川県生活習慣病検診等管理指導協議会
胃がん部会長 様

医療機関所在地

医療機関名称

(電話番号)

開設者氏名

胃がん検診精密検査機関登録申請書

胃がん検診の目的を理解し、胃がん検診精密検査機関登録実施要領の規定により関係書類を添えて申請します。

(添付書類) 胃がん検診精密検査機関登録調書 (別紙)

別 紙

胃がん検診精密検査機関登録調書

＜要件１＞ 胃がんの診察に習熟した医師が常勤または非常勤で従事しており、定期的に外来診療を行っていて、当該外来に胃がん検診での胃部エックス線検査等により要精密検査となった受診者を受診させることが可能であること

※精密検査担当医師は、次のいずれかの資格を有することが望ましい

- ・日本消化器内視鏡学会の指導医もしくは専門医
- ・日本消化器病学会の指導医もしくは専門医
- ・日本消化器がん検診学会の認定医

① 胃がんの診療に習熟した医師	診療科 [] 医師氏名 []
② 上記①医師の勤務形態	() 常勤 () 非常勤
③ 上記①の医師の資格 () 有 () 無	→ () 日本消化器内視鏡学会指導医 () 日本消化器内視鏡学会専門医 () 日本消化器病学会指導医 () 日本消化器病学会専門医 () 日本消化器がん検診学会認定医

＜要件２＞ 胃内視鏡検査が可能であること

() できる () できない

＜要件３＞ 組織診検査を実施し、確定診断ができること（判定は他の医療・検査機関へ委託可）

() 自院で実施
() 他施設に委託 委託先施設 []

＜要件４＞ 精密検査結果について、市町等が定める様式により、一次検診機関または市町等に、速やかに報告すること

() できる () できない

＜要件５＞ 症例の転帰を記録保管し、「全国がん登録」の届出等に協力できること

() 協力している () 協力する予定 () 協力する予定がない

＜要件６＞ 以下の内容について、胃がん検診精密検査機関として、ホームページ等で県民に情報提供されることに同意できることが望ましい

【情報提供項目】医療機関名及び診療科名・所在地・電話番号・日本消化器内視鏡学会専門医等在籍状況

() できる () できない

(事務担当者) 部署： 氏名：

電話番号：

メールアドレス：

様式2

年 月 日

医療機関名称

開設者氏名

石川県生活習慣病検診等管理指導協議会
胃 が ん 部 会 長

胃がん検診精密検査機関登録決定通知書

年 月 日付けで申請のあった胃がん検診精密検査機関の登録に関して、胃がん部会にて審査した結果、登録が決定しましたので通知します。

なお、登録期間は、 年3月31日までとします。

様式3

年 月 日

石川県生活習慣病検診等管理指導協議会
胃がん部会長 様

医療機関所在地

医療機関名称
(電話番号)

開設者氏名

胃がん検診精密検査機関登録事項変更届出書

標記について、下記のとおり変更がありましたので、届出いたします。

記

変 更 前	変 更 後

様式4

胃がん検診精密検査機関登録一覧

石川県生活習慣病検診等管理指導協議会胃がん部会

二次 医療圏名	医療機関名	所在地	診療科名	電話番号	専門医等 在籍状況
南加賀					
石川中央 (金沢市 含む)					
能登中部					
能登北部					